

議案第163号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

第3条第4項中「第2項」を「前2項」に改める。

第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第2の24の項中「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報」を「児童福祉給付関係情報」に、「同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」を「障害児福祉手当等関係情報」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同項を同表の27の項とし、同表の23の項を同表

の 2 6 の項とし、同表の 2 2 の項中「障害者関係情報」の次に「、医療保険の給付に関する情報、介護保険給付等関係情報」を加え、同項を同表の 2 3 の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

| | | |
|--------|---|--|
| 2 4 市長 | 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 5 市長 | 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和 4 4 年神奈川県条例第 9 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和 6 0 年法律第 3 4 号附則第 9 7 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |

別表第 2 の 2 1 の項を同表の 2 2 の項とし、同表の 1 7 の項から 2 0 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表の 1 6 の項中「障害児入所給付費の支給に関する

情報」の次に「（以下「児童福祉給付関係情報」という。）」を、「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を加え、同項を同表の 17 の項とし、同表の 15 の項を同表の 16 の項とし、同表の 14 の項を同表の 15 の項とし、同表の 13 の項中「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、同項を同表の 14 の項とし、同表の 7 の項から 12 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表の 6 の項中「（昭和 25 年法律第 226 号）」を削り、「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に改め、同項を同表の 7 の項とし、同表の 3 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表の 2 の項の次に次の 1 項を加える。

| | | |
|-------------|---|--|
| <p>3 市長</p> | <p>児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であつて規則で定めるもの</p> | <p>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> |
|-------------|---|--|

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条第1項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正並びに神奈川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の施行に伴い、特定個人情報を利用することができる場合を追加すること等のため、この条例を制定するものである。